電子マニフェストに関するお問合せ　電子マニフェストサポートセンター
TEL 03-5275-7023　FAX 03-5275-7112　URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/　e-mail info@jwnet.or.jp

1. 電子マニフェストシステム利用料金の改定(値下げ)について

電子マニフェストシステムの利用料金体系について、利用の促進及び利用者の負担の公平性の観点から見直しを行い、平成24年４月１日より、表１のとおり、利用料金の改定（加入料：5,250円→3,150円に統一、使用料：63円→31.5円値下げ等）を致しました。

表1　電子マニフェストシステム利用料金改定表(税込み)　(平成24年４月１日より適用)

●排出事業者

		改定前	改定後
A料金	加入料	5,250円	3,150円
	基本料／年	26,250円	25,200円
	使用料／件	10.5円	10.5円
	利用の目安となるマニフェスト登録件数	年間509件以上	年間1,200件以上
B料金	加入料	3,150円	3,150円
	基本料／年	2,100円	2,100円
	使用料／件	40件まで無料 63円	66件まで無料 31.5円
	利用の目安となるマニフェスト登録件数	年間508件まで	年間1,199件まで
団体加入(C料金)	加入料	3,150円	3,150円
	基本料／年	−	−
	使用料／件	63円	31.5円

●収集運搬業者

		改定前	改定後
収集運搬業者	加入料	5,250円	3,150円
	基本料／年	13,125円	12,600円
	使用料／件	−	−

●処分業者

		改定前	改定後
報告機能	加入料	5,250円	3,150円
	基本料／年	13,125円	12,600円
	使用料／件	−	−
報告機能＋2次登録A料金	加入料	5,250円	3,150円
	基本料／年	26,250円	25,200円
	使用料／件	10.5円	10.5円
	利用の目安となるマニフェスト登録件数	年間298件以上	年間700件以上
報告機能＋2次登録B料金	加入料	5,250円	3,150円
	基本料／年	13,125円	12,600円
	使用料／件	40件まで無料 63円	66件まで無料 31.5円
	利用の目安となるマニフェスト登録件数	年間297件まで	年間699件まで

【加入料】…加入時のみ(1回)　【基本料】…年1回(毎年)　【使用料】…マニフェスト登録件数1件(件数ごと)

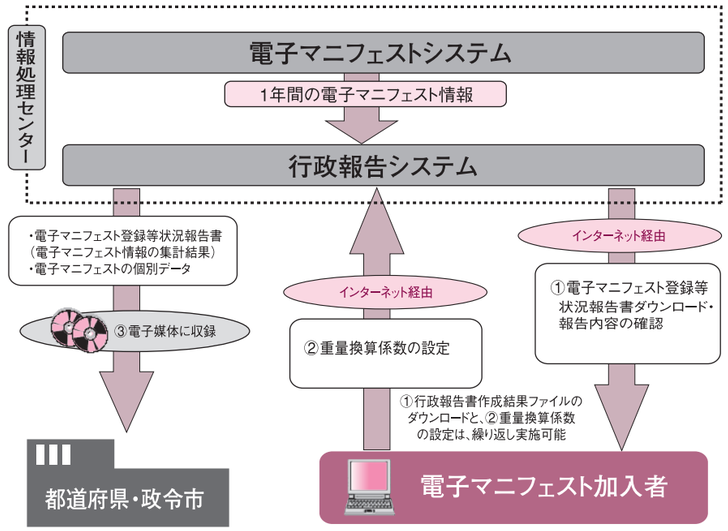
2. 電子マニフェスト登録等状況報告書(平成23年度実績報告)について

⑴情報処理センターから都道府県等への報告

情報処理センターでは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）第12条の5第8項の規定に基づき、平成23年度の電子マニフェスト登録等状況報告書（平成23年4月1日～平成24年3月31日までに情報処理センターに登録された電子マニフェスト情報の集計結果（以下「報告書」という）を、前年度と同様に「行政報告システム」を活用して作成します。報告書は、平成24年6月30日までに電子媒体に収録して情報処理センターより都道府県・政令市に提出します(図１参照)。

⑵行政報告システムの利用期間

報告書の内容確認のためのダウンロード及び重量換算係数の設定のための「行政報告システム」の利用期間等は、表2のとおりです。



※行政報告システムとは、行政報告の合理化・簡素化を図るため、法第12条の5第8項により義務付けられている電子マニフェスト登録等状況報告書の作成に加え、法や条例等で規定されている各種行政報告書を作成する仕組みです。平成19年4月から情報処理センターにて実施しています。

図1　電子マニフェスト登録等状況報告書作成の流れ

表2　行政報告システムの利用期間

	利用期間(月～金曜日、祝祭日を除く)
重量換算係数の設定	平成24年5月1日～6月8日(9：00～18：00)
報告書の内容確認・ダウンロード	平成24年5月1日～6月29日(9：00～18：00)

※電子マニフェストシステム上の報告対象マニフェスト情報の確認は、平成24年4月13日までとしております。
※上記サービスに対する電話問合せ対応は、月曜日～金曜日(祝祭日を除く)の午前9時～午後5時です。